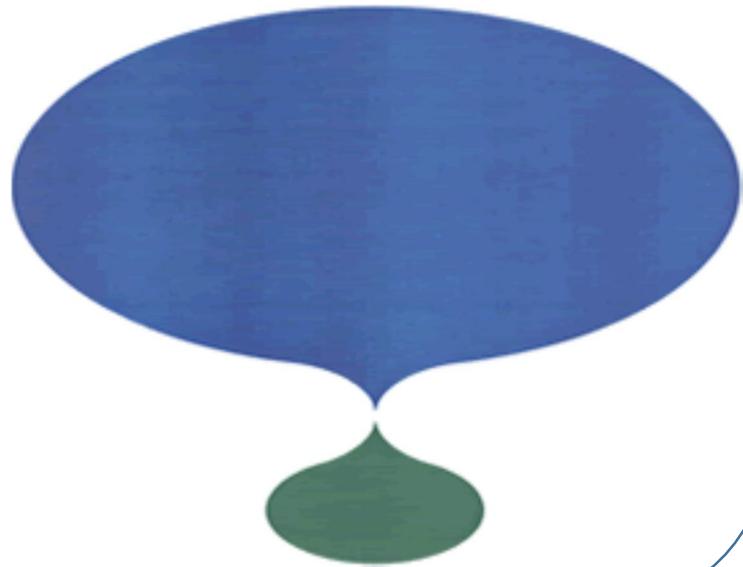


湖南省 / いじめ防止対策 基本方針

湖南省の子どもたちを
いじめから守るために



【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うものとする。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

令和7年4月
湖南省教育委員会

基本的な考え方

いじめは、いのち・人権にかかわる重大な案件です。それだけに、決して許されるものではありません。しかし、残念ながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものです。学校教育に携わるすべての者は、そういう認識をもち毅然として対応に当たっていかなければなりません。そして、いじめに苦しむ子どもを出さないために、日ごろから子どもたちが安心して学べる学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応できる体制を作り上げておく必要があります。

万一、いじめが生じたときは、その問題を隠すことなく、学校・教育委員会と関係機関、地域、そして家庭が手を携えて問題の解決に取り組んでいかなければなりません。

目次

基本的な考え方	1
1 いじめをしない学校づくり（未然防止の観点から）	2
（1）児童生徒が主体となった活動の展開	
（2）こころの教育と体験的活動の充実	
（3）誰もが「わかる授業」の創造	
（4）自分も周りの人も大切だと思える自尊感情の育成	
2 いじめをさせない学校づくり（早期発見・早期対応、組織づくりの観点から）	4
（5）校長の強力なリーダーシップのもとで、チームを結束	
（6）早期発見・早期対応、ホウレンソウの徹底	
（7）いじめの解消について	
（8）特に配慮が必要な児童生徒について	
（9）重大事態への対処について	
3 いじめを見逃さない学校づくり	7
（10）家庭・地域・関係機関と一丸となった取組	
（11）学校間で連携した取組	
4 教育委員会としての取組	7
（12）学校の取組状況の点検と体制づくり	
（13）教職員の研修の充実	
（14）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
5 組織対応のポイント	9
6 学校の対応が効果的に機能した湖南市の事例	10
7 いじめが起きてしまったら	12
【参考資料】	
資料1 令和7年度湖南市教育基本方針 構造図	17
資料2 授業の湖南市スタイル	18
資料3 子どものサイン見逃していませんか	19
資料4 関係機関連絡先一覧	21

*本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づいて定めるものです。

*本基本方針は、今後、必要に応じて、随時改訂を行うこととします。

1 いじめをしない学校づくり（未然防止の観点から）

（１）児童生徒が主体となった活動の展開

各校で児童生徒と共にいじめをなくすための取組を推進します。クラスや学年だけでなく、学校全体で取組を共有したり、地域に発信したりする機会をつくります。児童生徒が主体となった特色ある活動を展開することにより、一人ひとりが「いじめはいけない」との認識や、進んで行動しようとする決意を持った児童生徒を育てます。

- ① 児童会活動・生徒会活動をはじめとして、あらゆる教育活動において、児童生徒が主体的な活動に取り組みます。
- ② 安心できる教室づくりを目指して、学級活動や道徳の時間などに、体験したことをもとに自分の考えを練り上げたり、友だちの考えを聞き合い話し合う活動を取り上げたりすることで、確かな考えを持ち、互いの意見を聞き合う児童生徒を育てます。
- ③ 「自分がされていやなことはしない」、「『みんなが～しているから』といった責任転嫁をしない」「雰囲気流されない」ことを意識して行動できる児童生徒を育てます。
- ④ 児童生徒が自らの可能性を切り開けるように、社会性の育成や豊かな情操を培う活動を年間行事計画等に組み込みます。
- ⑤ 児童生徒が活動から得た自信を、新たな活動に対する意欲につながる取組を進めます。
- ⑥ 児童生徒の言動に対して、「よいことはよい、だめなことはだめ」といった毅然とした指導や、自分たちでいじめをなくそうとする気持ちを醸成する適切な指導を行います。
- ⑦ 児童生徒の主体的な活動を保護者や地域住民に広報したり参観等呼びかけたりするとともに、結果についても広く知らせます。

（２）こころの教育と体験的活動の充実

- ・子どもたちの情操を豊かにするため、教材の意味や内容を分析・そしゃくして系統的に教えること（＝「理の教育」）と、言葉ではうまく表せないが「そうありがたいなあ。」と心揺さぶられあこがれを持つ体験（＝「情の教育」）をバランスよく取り扱います。
- ・地域で功績を残した先人たちの歩みをまとめた『伝えたい故郷の話 ～心の教育・郷土資料集～』を活用し、先人たちの努力や労苦を学ぶことにより、ふるさとへの誇りや郷土意識及びより良い社会づくりに参画しようとする志を育て、豊かな人間性と地域を愛する心を育みます。
- ・子どもたちに心豊かな人間性を育むため、「異年齢遊び」「いろいろな人とのふれあい」「働くことの喜び」を重視した、多様な体験活動を推進します。

- ① 正義が通るよりよい学級の実現をめざし、間断ない取組を進めます。
- ② 互いを思いやり、尊重し、いのちや人権を大切にしている指導等の充実に努めます。
- ③ 正しく美しい言葉づかい・相手や場を意識した言葉づかいができる児童生徒を育てるため、道徳教育を推進し豊かな心の育成に努めます。
- ④ 児童生徒の心を耕す適書を与えることができるよう、日ごろから準備に努めます。
- ⑤ 保護者や地域住民を含めた、あいさつを奨励するしかけづくりや働きかけを進めます。
- ⑥ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。

(3) 学びの保障 誰もが「わかる授業」の創造

本市では、子どもたちが安心して成長できる空気感をつくり、子どもらが「～たくなる」授業づくりに取り組みます。一人ひとりの考えが受け入れられ、ともに伸びていこうとする授業の創造をめざします。あわせて、道徳教育のありようを見直し、心の耕しを大切にす授業を展開します。

- ① 「めあて」や身に付けるべき力、学習の流れ、ゴールを明確に示した授業を行うとともに、「学習のまとめとふりかえり」により、児童生徒が自分のわかり方を大切にできるよう努めます。
- ② 児童生徒が自分の考えを持ち、グループで話し合い学び合い、考えや分かったことなどを書いたり話したりする場面を設けるなど、言語活動の充実を意識した授業を展開します。
- ③ 学校図書館の機能を活用した授業を行います。
- ④ 学級を学習集団として育て、一人ひとりの考えが受け入れられるようにするなど、生徒指導の機能を生かした授業を展開します。
- ⑤ 児童生徒の読書活動を推進します。
- ⑥ 家庭での学習習慣が身に付くよう保護者等の協力を求めます。

(4) 仲間づくり・多様性を認め合える自尊感情の育成

学校にはさまざまな児童生徒がいます。いじめをさせない学校づくりを進めていくためには、一人ひとりの特性や状況を理解し、認めていくことが大切です。

- ① 児童生徒一人ひとりの特性・状況を正しく理解できるよう「受容」を大切にします。
- ② 一人ひとりの特性・状況・能力を共通理解し、それに適した指導を行います。
- ③ 得意な面を伸ばし、児童生徒一人ひとりが一生懸命に取り組んでいきたいと思うものを持つことができるように、一人ひとりの思いを理解し応援していきます。
- ④ 集団の中で、一人ひとりに適した役割、やりきること成就感が得られる役割を与え、その実現状況に対して適切な評価を行います。
- ⑤ 学級等に、児童生徒が失敗しても「もう一度やってみよう」と思える雰囲気を作ります。
- ⑥ 「できないこと」よりも「できること」に着目して、肯定的な姿勢で寄り添い、ほめたり励ましたりしながら、児童生徒とのよりよい関係を作ります。

2 いじめをさせない学校づくり（早期発見・早期対応・組織づくりの観点から）

（5）校長の強力なリーダーシップのもとで、チームを結束

問題の起こりがちな学校では、必要な情報を共有せず特定の先生が抱え込んでしまうケースが少なくありません。いじめをさせないためには、誰の指示で、誰が、どのような動きをするのかをいま一度しっかりと確認する必要があります。

いじめは、いのち・人権にかかわる重大な案件であり、それだけに、決して許されるものではないこと、しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識を持ち、特定の先生が抱え込んだり事実を隠したりすることのない学校づくりに努めます。そのとき強力なリーダーシップを発揮するのは、校長です。

- ① 校長は、児童生徒にいじめをさせないために、教職員に適切な指導をします。
- ② いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心にした一致協力体制（細かな事象についても教職員全員が情報を共有できる組織）を確立します。
- ③ 確認された指導方針のもと、全教職員が同じ歩調で実践を重ねます。
- ④ いじめが発生したときには、組織として速やかに対応できるよう準備を怠りません。
- ⑤ 発生した問題を、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることがないように、どんなことでも言い合える職場、相談しあえる人間関係を作るとともに、職員会議の場などで、児童生徒理解を深める情報交換を定期的・継続的に行います。
- ⑥ 保護者や地域からも信頼される教職員集団を作ります。
- ⑦ 学校としての取組を複数の視点から評価する仕組みや機会を設けます。

（6）早期発見・早期対応、ホウレンソウの徹底

最初の段階で対応を誤ると、それがたとえ小さなものであっても、時間がたつにつれて大きなものになり、收拾がつかなくなってしまうことがあります。それだけ初期対応は大切です。チームで対応するとともに、校内での連絡、市の教育委員会への報告を徹底します。

また、早期発見のためには日ごろのきめ細かな児童生徒観察が必要です。学級担任は、児童生徒の顔色、顔つき、発言、人間関係などを観察し、連絡帳やライフノート、定期的なアンケート調査の記載内容などを通じて子どもの思いや保護者の願いを把握していきます。そして、必要に応じてすべての教職員による共通理解を図ります。さらに、学校の中に心安らぐ居場所を作るとともに、学校支援地域本部事業などを活用して児童生徒が安心して大人に相談できる場面をつくることも大切です。

声をあげたくてもあげられない子ども、親に言うことでまたいじめられるのではないかと怖れる子ども、親に心配をかけたくないと思う子どもがいるという認識を持って対応します。

- ① 児童生徒間、教師と児童生徒間で好ましい人間関係が醸成できるよう、すべての教職員が日常の教育活動の中できめ細かな配慮を重ねます。
- ② 授業中はもとより、休み時間、給食時、清掃時、放課後等においても児童生徒の状況を把握するために声かけなどをするに努めます。
- ③ 児童生徒の目線で見たり考えたりし、いじめの可能性を見過ごさないよう努めます。
- ④ 児童生徒の生活実態や思いを、聞き取りや定期的なアンケート調査などできめ細かく把握します。
- ⑤ 児童生徒・保護者の思いや悩みを受け止められる体制、場、雰囲気づくりに努めます。
- ⑥ 児童生徒・保護者の思いや悩みに迅速・柔軟に対応する体制を作ります。

(7) いじめの解消について

いじめは、謝罪をしたからといって安易に解消することはできません。「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件が満たされている必要があり、加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認します。また、解消の確認のことだけでなく、いじめの対応についての記録を保存し、再発防止に努めます。

(8) 特に配慮が必要な児童生徒について

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対し、適切な支援、保護者や関係機関との連携などを組織的に行います。また、互いを認め合う集団作りに努め、いじめの未然防止に取り組めます。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 外国にルーツのある児童生徒や海外から帰国した児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 留意する必要がある家庭環境におかれている児童生徒

【いじめ初期対応】

- ①第1発見者は校内のいじめ対策委員会へ報告（対応について協議）
※市教委へ第一報
- ②被害者への聴き取り（慎重に）※寄り添いの姿勢
- ③加害者への聴き取り（複数対応）
※事実の一致が必要（ずれがある場合については周囲の児童生徒への聞き取りも必要）
- ④ 被害者・加害者双方の保護者へ事実と今後の方針の説明
- ⑤ 謝罪の場の設定（被害者の気持ちを第一優先にする）
- ⑥ 市教委への報告→市教委から県教委へ報告 ※重大事態の対応も視野に入れる。

【いじめ認知ポイント】

- ☆いじめは見えにくいもの（心の中にある）である。だからこそ教師の努力が必要である。
- ☆日常の児童生徒観察（表情や行動の変化）を確実にとらえる。
→声をかける・保護者との連携
- ☆対人関係の些細なトラブルの裏に、いじめ事案が隠れていることもある。
- ☆アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申し出は重く受け止める。

(9) 重大事態への対処について

a) 重大事態の発生と調査（法第 28 条）

①重大事態の定義

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間（30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

②重大事態の報告

学校は、重大事態に該当する事案が発生した場合、直ちに教育委員会事務局に報告する。報告を受けた教育委員会事務局は、総合教育会議（市長・教育委員会）へ報告する。

③調査の趣旨及び調査主体

- 法第 28 条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、教育委員会又は学校とする。

④調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ対策会議」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- 教育委員会が調査主体となる場合、「湖南省いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

⑥その他留意事項

法第 23 条第 2 項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

⑦調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
- いじめを行った児童生徒及び保護者への説明
- 調査結果は、総合教育会議（市長・教育委員会）へ報告

b) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項による調査について再調査を行う。

②再調査を行う機関の設置

附属機関として、「湖南省いじめ問題第三者委員会」を設置する。

③再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

3 いじめを見逃さない学校づくり

(10) 家庭・地域・関係機関と一丸となった取組

家庭や地域のみなさんが学校のことを理解し行動してくださる力は、大きなものです。家庭や地域との関係を友好で緊密なものにするために、学校からの通信、電話や家庭訪問など様々な方法で、日ごろから学校を開いていきます。また、保護者はパートナーという基本認識に立ち連携を深めていきます。

関係機関とは『情報連携』にとどまることなく、互いに意思の疎通を図り、自らの役割を果たしつつネットワークとして一体的な対応を行う『行動連携』に努めます。

- ① 本基本方針や学校のいじめ防止基本方針、指導計画、対処方法等を「学校だより」などを使って周知し、保護者や地域住民の理解を得るように努めます。
- ② ケアが必要な児童生徒について、常に家庭と連絡を取り合って情報を更新します。
- ③ 学校は、いじめ事案が発生した場合はまず市教委に報告します。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）に相談するケースもあります。その他、事案の内容によっては市教委を通じて、ふれあい教育相談室、社会福祉士、ことばの教室、さくら教室、家庭児童相談室、少年センター、いじめ問題対応専門員（県教委）、日野子ども家庭相談センター、甲賀警察署等に連絡・相談することで、児童生徒を取り巻く問題を多面的にとらえます。
- ④ 必要に応じて、保護者に上記の関係機関等を紹介します。
- ⑤ 必要に応じて、関係機関等を加えたケース会議を開催し、予防的な対応に努めます。
- ⑥ PTAや地域とともにいじめの対応について協議する機会を設け、いじめはいのち・人権にかかわる重大な案件であることを啓発するとともに、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めます。
- ⑦ いじめ事案のケース（法的な問題や医療に関わる内容）によっては、市教委が外部専門機関（市の顧問弁護士・発達支援室など）と連携を図りながら対応します。
- ⑧ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）などとも連携を図りながら、学校と家庭・地域が一体となった取組を進めます。

(11) 学校間で連携した取組

中学生の中には、小学生のころからの人間関係の悩みを引きずっている生徒も見られます。対等で成熟した人間関係を成立させるためにも、小学校間や小中学校との連携、そして、情報交換を欠かすことはできません。

- ① 個別の指導計画などを活用した一人ひとりの見取りを次の学年、次の学校に伝えます。
- ② 生徒指導面だけでなく、学習面（授業の進め方、ノートの取り方、評価のしかたなど）についても進んで情報交換していきます。
- ③ 情報交換した相手（学校）のやり方に学ぶ姿勢を持つよう努めます。

4 教育委員会としての取組

(12) 学校の取組状況の点検と体制づくり

本市教育委員会は学校が問題に適切に対応できるようサポートし、いじめの根絶に努めます。具体的には、学校訪問で各学校の状況を直接把握するとともに、校長会、教頭会、教務主任会、生徒指導主事主任会等の会議や各種報告書から情報を得、必要に応じて指導主事やSSW等を派遣します。また、日ごろから学校等からの相談に応じられる体制を作ります。

- ① 管内の学校等に対していじめに対する教育委員会の指導方針を明らかにするとともに、モデルとなるケースを紹介して各校への啓発や指導を行います。
- ② 学校訪問や調査などを通じて、管内の学校や児童生徒の状況を正確に把握するとともに、

通知や関係資料の周知・活用状況について点検し、必要な指導助言を行います。

- ③ 各学校のニーズに応じて指導主事やSSW、社会福祉士、SC等を派遣したり、顧問弁護士から法律面に関する助言を得たりするなど、適切な指導や支援に当たります。また、学校からの相談に適切な対応や指導ができるよう、必要に応じて、教育委員会が主体となって関係機関等と適切な連携協力を図ります。
- ④ 「青少年育成大会（青春祭）」の開催など、教育委員会や青少年育成団体が中心となったいじめ根絶の取組や呼びかけを、学校だけでなく家庭や地域に向けて推進します。
- ⑤ 学校等の状況を観察・把握しつつ、「いじめ防止基本方針」の見直しを行います。
- ⑥ 児童生徒の生命・身体にかかわるなどの重大ないじめ事案については、湖南省いじめ問題対策連絡協議会・市長部局としっかり情報共有を図り、緊密に連携し対応します。
- ⑦ 学校等の状況を、教育委員会で速やかに共有し、対応を精査・協議するとともに、以後の経過等についても教育委員会で継続的にフォローするなど、組織的な対応を図ります。

(13) 教職員の研修の充実

LINE等、ネット上でのいじめも起こっています。いじめのさまざまな形やその対処法など具体的で新しい方法を知ることは、いじめ問題について研修を深めることであり、広く言えば教職員の資質を高めることとなります。

教育委員会では、教職員の資質を高めるさまざまな研修を企画し、参加を促します。

- ① 教育委員会として、いじめ問題に留意した、より実践的な研修を企画し、教職員の資質を高めます。
- ② 研修参加者の意見を聞き、よりよい研修になるよう努めます。

(14) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① パソコンやスマートフォン等を利用したいじめ防止と啓発

児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、学校と連携し、その適正な管理や危険性を周知する啓発活動を実施します。

- ② パソコンやスマートフォン等を利用して行われるいじめに対処する体制の整備
インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを児童生徒に対して理解させる取組を推進します。



湖南省スマホ使用3ヶ条

- こ 個人情報流さない(犯罪防止)
- なん 仲間も自分も大切にできていますか?
ん?!送る前に内容を確認しましょう!!(いじめ防止)
- し 使用時間守ります(夜10時以降は使いません)

湖南省教育委員会 湖南省PTA連絡協議会 湖南省小中学校校長会 湖南省生徒指導主任主事会 「早寝早起き朝ごはん」推進校

※「し」…『使用時間を守ります』について、小学生は、夜9時以降

※平成30年1月湖南省スマホ3ヶ条を作成し、全小中学校に横断幕の掲示・保護者への周知

5 組織対応のポイント

(1) 児童生徒の実態把握・情報共有は全教職員で

- ① 児童生徒の何に関する情報を集めるのかを明確にすること。
- ② 情報収集にはすべての教職員がかかわり、様々な場面においてこまめに観察した情報を多面的に集めるよう意識すること。（そのためには、誰もが継続的に取り組める具体的な手立てを用いる必要がある）
- ③ 見たり聞いたりした情報は報告・連絡・相談をおろそかにせず、また、緊急性に乏しいものでも記録を残していくように努めること。
- ④ 収集した情報をスムーズに活用できる体制を確立し、共有する機会の確保に努めること。（その任は生徒指導主事・主任が担う）

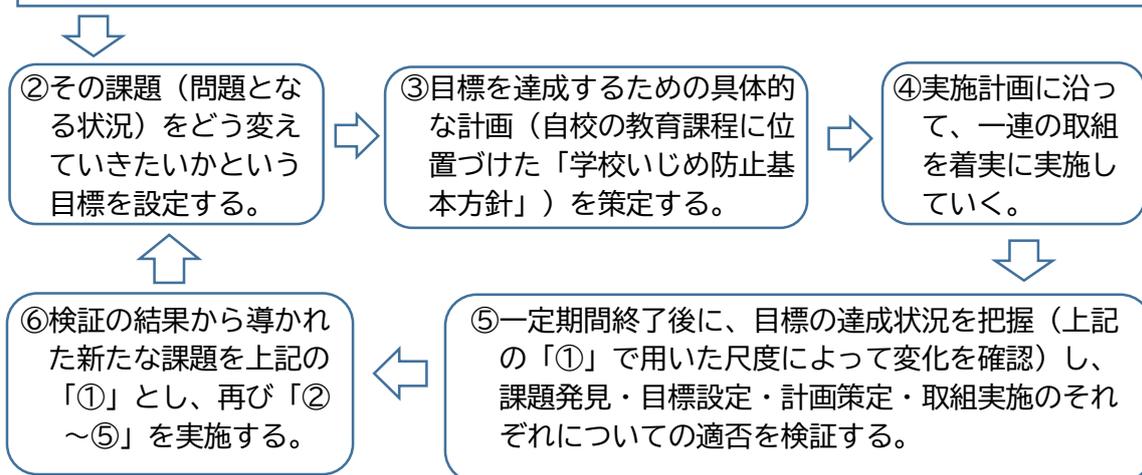
(2) コーディネーター機能を持つ生徒指導主事・主任に

- ① 情報は共有するだけでなく、そこで明らかになった課題を共有することが大切である。
- ② 生徒指導主事・主任が課題解決の中核となり、全教職員で展開する協働的な取組をより効率的・効果的に行うことができるよう、校長の指導のもと、コーディネーターとしての役割を果たすこと。
- ③ 生徒指導主事・主任は、気になる児童生徒の学校生活や友人関係、家庭状況等を、また、注視すべき学級の状況を常に把握し、新たな情報を収集する必要がある場合は明確で具体的な指示を与えること。

(3) 未然防止のPDCA

いじめに対しては「発生してから対応する（事後対応）」のではなく、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」ことが求められる。そのためにも、計画を立てて、実行し、それを検証していくサイクルを持つことが大切である。

①児童生徒の現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能かつ比較可能な尺度）で把握し、課題を発見する。



6 学校の対応が効果的に機能した湖南省の事例

☆児童生徒に対して☆

- ① 普段から児童生徒と教職員の信頼関係が構築されていたため、いじめ被害者本人からの相談ではなく、周囲の児童生徒からの情報提供が早期発見・早期対応につながった。
- ② 「毎日チェック」や「ライフノート」など、普段から児童生徒の生活実態を細かく把握していたことで、未然防止や早期発見・早期対応につながった。
- ③ 定期的に「アンケート」や「教育相談」を実施し、いじめがないかどうか確認し、早期発見につながった。
- ④ ストレスを溜め込まない方法として、アサーティブな視点を持てるように日常の取組の中で意識付けを行った。
- ⑤ 終息したいじめ事案について、児童生徒の人間関係を注意深く観察し続けたことで、再発防止の取組につなぐことができた。
- ⑥ 全校共通の聴き取りカード（子どもの思いを視覚化できるもの）を活用することで、言葉でうまく説明できなくても子ども同士が納得できるようになった。
- ⑦ 課題のある児童生徒が不適切な言動をとったときには、厳しく叱責するのではなく、適切な言動をその都度丁寧に教え、できたらほめるということを繰り返した。その結果、行動が落ち着いてくると、周囲の児童生徒のかかわり方にも変化が見られ、仲のよい友だちができて一緒に遊ぶようになった。
- ⑧ 児童会や生徒会活動等、自治的な活動の活性化を図った結果、児童生徒の意識が高まり、児童生徒どうしでいじめ問題解決の糸口を見つけ出そうとしたり、教職員に進んで相談したりしようとする姿勢が見られるようになり、いじめ問題の未然防止につながった。

<具体的な事例>

- ・ 異学年で構成された班において、学校生活に関わる内容について話し合い活動を行った。子どもたち自身が安全・安心な学校づくりを目指して「気持ちの良い学校をつくるために自分ができること」という議題について全校が集まった中で話し合った。（小学校）
- ・ 子どもたちの発案によって「はーとポスト」に投函する活動を行った。同学年だけでなく、異学年も含めて友だちの良さを見つけ合い、投函されたカードを児童が配達した。また、掲示することで異学年の良さについても気付くことができた。（小学校）
- ・ 学校のスローガンを「みんなでつくる学校」とし、児童が理想の学校づくりを意識しながら学校生活を送れるようにした。全校児童が考えた理想の学校の姿のうち、印象に残った1つを選び、「わたしができたこと」「友だちとしたこと」「クラスでがんばったこと」などを振り返った。理想の学校づくりに参画するプレーヤーとしてどのように学校生活を送るか考えられるようにした。（小学校）

- ・生徒が企画、準備、運営する体育祭を行った。総勢数十名の実行委委員が自主的に立候補し、生徒たちの手でつくりあげたことによって、自治的な風土が育った。（中学校）
- ・生徒会が意見箱を設置し、日々のつばやきや学校生活の悩みを気軽に書いて投函できるようにしていた。つばやきや質問は廊下に掲示し、共有できるようにした。生徒の悩みについては生徒が直接相談に乗るなど生徒同士のカウンセリングも行った。（中学校）
- ・生徒からテーマに沿った悩みを募集し、給食の放送の時間を利用して、生徒会メンバーが「悩みラジオ」と称して、ラジオ形式で悩みについて話し合うという取組であった。日頃それぞれが感じている悩みを全校で共有できたり、考えたりできる時間につながった。

☆教職員の間で☆

- ⑨校長の指示のもと、教職員が連携して日ごろ集めた情報を分析し問題把握に努めた結果、全容解明に必要な以上の時間を要することなく、迅速な対応をすることができた。また、関係する児童生徒の保護者に協力を得ながら問題解決を果たすことができた。
- ⑩校内におけるいじめ事案の事例検証を全教職員で実施することで、一人ひとりの教職員が未然防止、早期発見・早期対応といった力を向上させることができた。
- ⑪事実確認の際、聴き取った内容を照合し、短期・中期・長期に分けて対応策を検討した結果、誰が、いつ、どのように対応するのかを具体的に示すことができ、全教職員の動きがより明確になって問題解決の糸口となった。
- ⑫普段から関係機関と綿密な情報交換を行っていたため、様々な視点から対応策を検討したり共有したりすることができ、児童生徒の問題の背景に迫ることができた。

☆家庭の協力を得て☆

- ⑬事実の聴き取りとその指導、学校からの説明などを、複数で、家に出向いて、正確に伝えることで、学校への理解がより一層深まった。
- ⑭学校に対して心を閉ざしている様子が見受けられる保護者に対して、責めるような言葉づかいは避け、その保護者の困り感に寄り添いながら、一緒に考えていく姿勢を心がけたことで、本人の成長に対してよい影響が見られるようになった。
- ⑮目的を明確化した家庭訪問を定期的に繰り返して保護者との関係を良好なものにし、学校と家庭が同一歩調で児童生徒に対応したことでいじめ問題の未然防止ができた。

☆学校間においても☆

- ⑯こ保幼小中間の引き継ぎと連携を丁寧に行ったことにより、児童生徒や保護者への対応がより細かく多面的に実施できるようになり、信頼関係が増して、いじめを含めた問題行動の未然防止につながった。

7 いじめが起こってしまったら

指導の3原則

- ◎ 正確・迅速な事実確認を
- ◎ いじめられた児童生徒を守りきることを第一に
- ◎ 徹底した再発防止策を、速やかに

※※※ 市の教育委員会との緊密な連携のもとでの対応を ※※※

(1) 正確・迅速な事実確認を

- ・ いじめの現場を目撃したら
 - ・ 児童生徒から情報を聞いたら
- ⇒ まずは、やめさせる
《毅然と・複数で》
- ⇒ ゆっくりと話を聴く
- ⇒ 5W1Hを明確にした
事実確認
- ⇒ 詳細な記録
時系列での整理

- ① 「校内いじめ防止対策委員会（仮称）」を速やかに開催し、組織的な対応をする。
校内いじめ防止対策委員会（仮称）の開催内容
 - ・ 開催目的の明確化
 - ・ 協議内容 事実調査の内容 今後の対応の在り方
 - ・ 事案の記録（いつ どこで 誰が 何をしたのか）
 - ・ 調査視点の把握 役割分担の明確化 誰が何をするのか
 - ・ いじめの状況についての共有事実関係の調査について
- ② つらい思いをしてきた児童生徒の心情に寄り添いながら、可能な限り詳細に聴き取る。
※児童生徒が「誰にも言わないで欲しい」と訴えた場合については、思いに寄り添いながらも、関係者が情報共有を行い、組織的対応ができるようにする。
- ③ 児童生徒の顔を見ながら、原則として複数で聴き取る。
事実確認のマニュアルと記録用紙の徹底
 - ・ カウンセリングマインドをもつ。（誘導せずに聴き取る。）
 - ・ 守秘義務を徹底することを事前に相手にも伝える。
（他者から聴き取った情報源・内容も質問に出さない。）
 - ・ 話しやすい環境を整える。（場所 時間 雰囲気づくり）
 - ・ 事実かどうか判断に迷う内容でも指摘せずに聴く。
 - ・ 事実と主観が混じることを防ぐためにも可能な限り複数で聴き取る。
 - ・ 聴き取りは5W1Hを意識し、可能な限り広く情報収集する。
 - ・ 当該児童・生徒（被害・加害）は別々に聴き取る。
 - ・ 記録の書き方・記録の共有・記録の保管等の徹底を図る。

(2) いじめられた児童生徒を守りきることを第一に

- ① まず、当該児童生徒をいじめから全力で守ることを約束し、安心感を持たせること。
- ② 共感的に聴く姿勢に徹しながら、いじめられた立場に立って気持ちの理解に努めること。
（必要に応じて、養護教諭、SCなどの専門家による心のケアに努めること）
- ③ 児童生徒の気持ちの安定を図り、前向きに学校生活を営むことができるように指導助言すること。
（ただし、決して急がないこと。必要に応じてさまざまな支援策を講じること）
- ④ 聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。保護者の対応については、必ず複数で行うこととし、特定の教職員が問題を抱え込むことのないようにすること。
- ⑤ 事後の手立てを明確に示し、その実現に誠心誠意努力することで、児童生徒や保護者が

らの信頼を取り戻すように努めること。

- ⑥ 必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑦ いじめの解消確認を定期的に行うこと。安易に解決したと判断することなく、児童生徒の観察を継続的に入念に行い、保護者とも連絡を取り合うこと。（電話連絡だけでなく家庭訪問を行うなど、保護者との意思疎通が円滑になるように努めること）
- ⑧ 児童生徒の人権や個人情報に十分配慮しつつ、再発防止のため、保護者と相談し教育委員会とも協議しながら、可能な情報を公開することを検討していくこと。

(3) 徹底した再発防止策を、速やかに

a) いじめた児童生徒への継続的な指導や支援

- ① 事実をきちんと認めさせることは必要であるが、威圧的な指導方法をとるのではなく、自分（たち）がとってきた言動がどれだけ人を傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。
（自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること）
- ② 児童生徒の気持ちも聴き、いじめにまで発展してしまった要因や背景を把握すること。
- ③ 児童生徒の気持ちの安定を図りつつ、今後自分（たち）がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。
（必要に応じて、地域や専門家と連携した支援策を講じること）
- ④ 家庭の状況にも配慮しながら、聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。また、保護者の思いも十分に聴き取ること。その際は、保護者との間で齟齬が生じないように必ず複数で対応すること。
- ⑤ 必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑥ いじめにあった児童生徒に心から謝罪させるとともに、二度と繰り返さない決意を伝えさせること。（本人同士を対面させることが望ましいが、いじめにあった児童生徒やその保護者の意向を第一とし、必ずしもその形にこだわるものではない。しかし、何らかの形で反省の思いを伝えるように指導すること）
- ⑦ これからが大切という視点で指導をし、一生懸命に取り組めるものを探して学級の中でしっかり役割を果たし、自分が変わっていきける（今度は自分がいじめを止める立場になれる）よう促す（支援する）こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。
- ⑧ 指導にかかわらず深刻ないじめを繰り返す児童生徒に対しては、出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応で臨むこと。

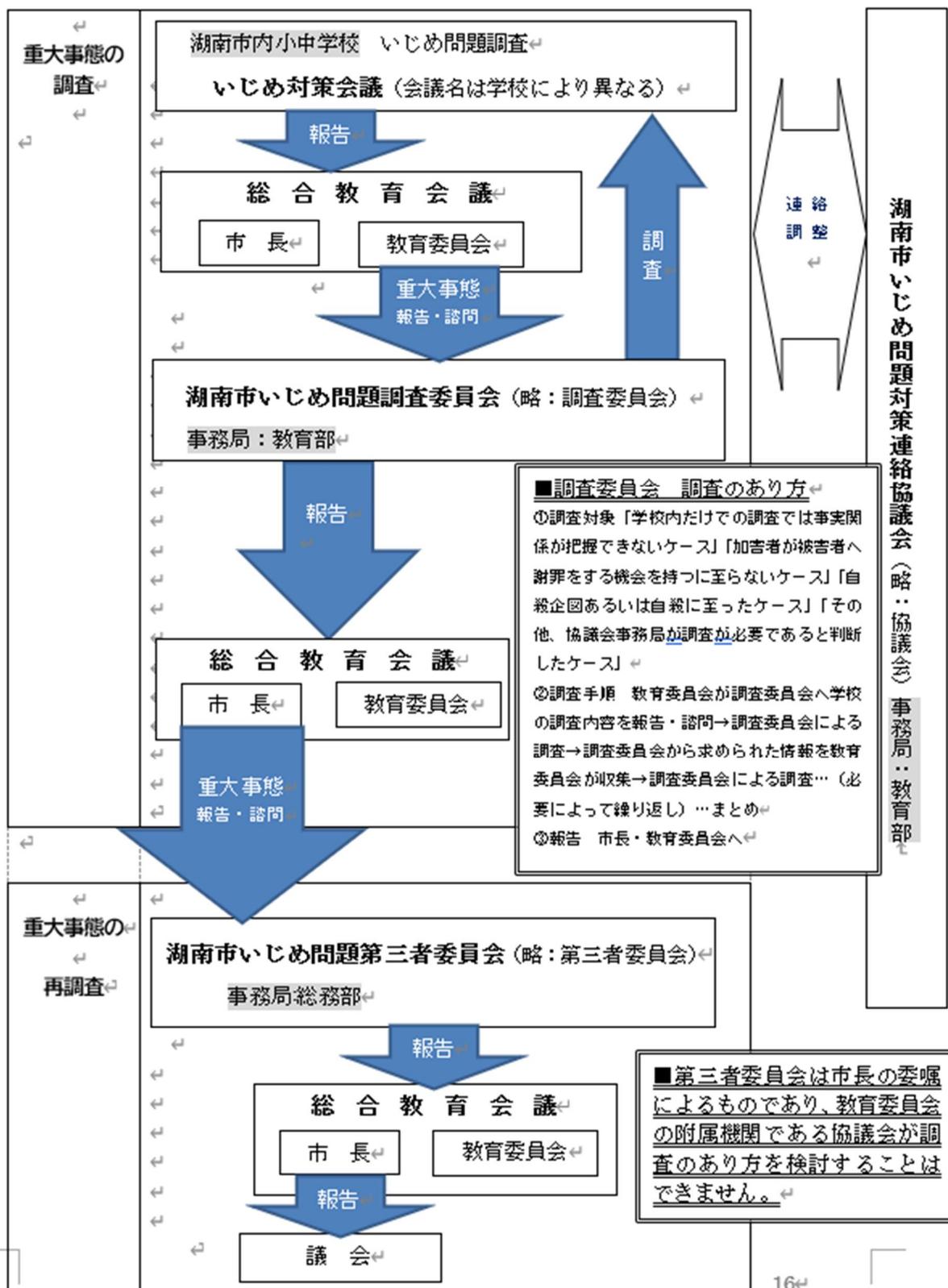
b) 観衆・傍観者になっていた児童生徒への指導

- ① 聴き取りやアンケートなどにより、自分が見知っていることを明らかにさせること。
- ② 自分たちのとった行為（見て見ぬふり、はやし立てる行為など）がいじめを助長すること、自分たちもいじめる側の人間であることを教えること。（日ごろから、「観衆・傍観者＝いじめる側（問題の関係者）」の意識を持たせる指導をしておくことが大切）
- ③ 自分たちのとった行為がどれだけ被害者の孤独感を深め傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。ともすれば「私は関係ない」といった思いを抱く児童生徒が出てくるので、そうした思いを持たせないよう配慮すること。（自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること）
- ④ 児童生徒の気持ちの安定を図り、今後自分（たち）がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。（必要に応じてさまざまな支援を講じること）
- ⑤ 聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。（「うちの子は見ていただけと聞いています」と答える保護者がいるだろうが、見ていただけという行為がいじめにつながったことについて、十分説明をして理解を求めること）
- ⑥ 周りの児童生徒がいじめを止められなかった要因や背景を把握すること。
- ⑦ これからが大切だという視点で指導をし、学級（集団）としてどうしていくことが必要

かを考えさせ、自分（たち）が変わっていけるように促す（支援する）こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。

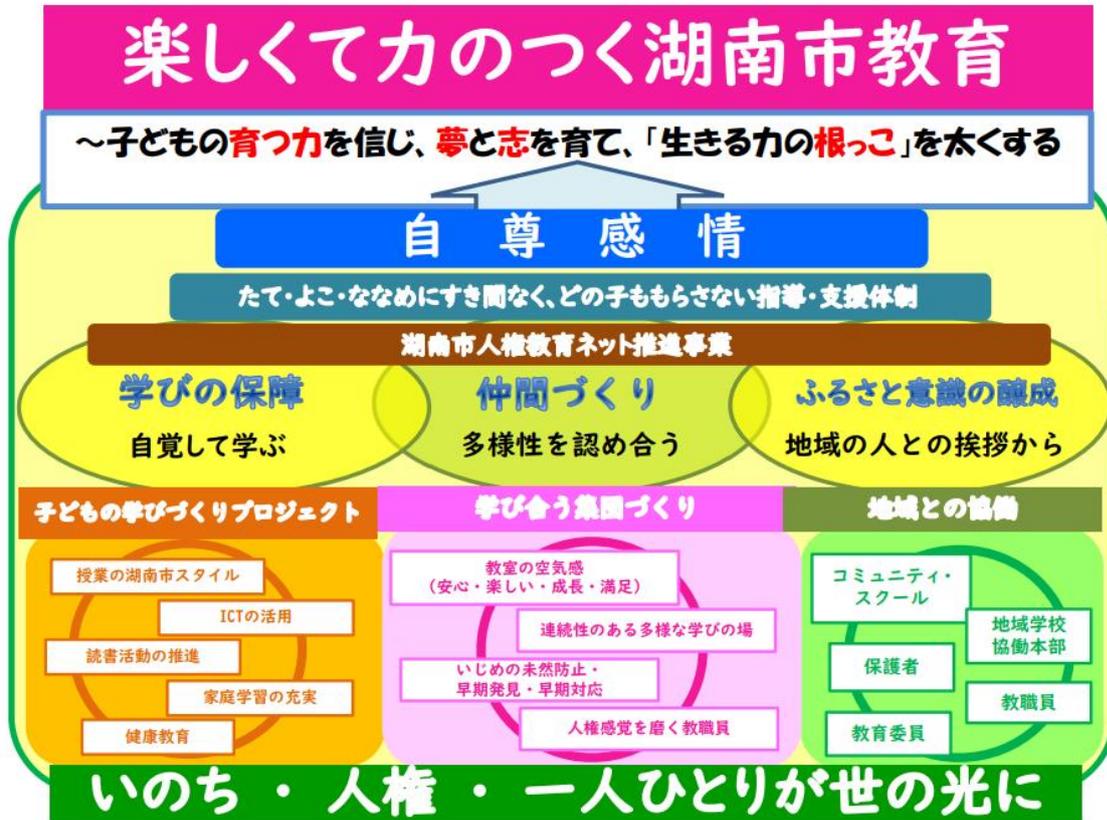
c) 保護者・地域住民への情報公開

- ① いじめの概要、背景、これまでの取組（明らかになった課題や反省点も含めて）、これから進めていくことについて、責任の所在を明確にしながら保護者に説明する機会をできるだけ早く設定すること。
- ② 主任児童委員、民生委員・児童委員、少年補導委員、区長など地域で子どもたちの教育にかかわってくださっている方、学校運営協議会、各種ボランティアなどで学校を応援してくださっている方にも説明する機会をできるだけ早く設定すること。

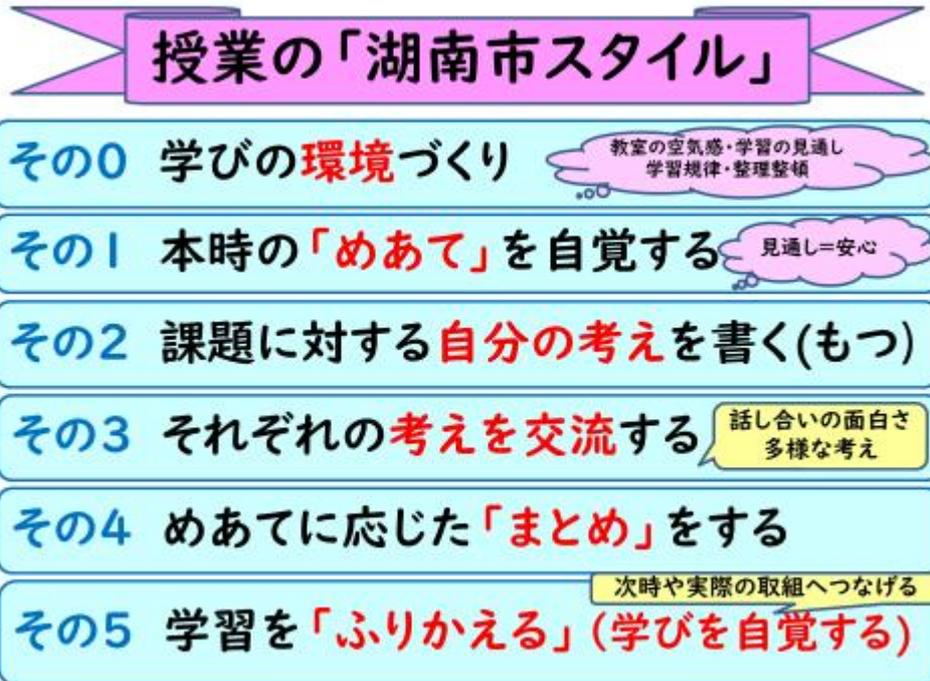


參考資料

【湖南省教育の構造図】



令和 7 年度（2025 年度） 湖南省教育方針



湖南省教育委員会

- ・ 単元および1時間の授業の**めあて**を明確にし、必ず黒板に書く。
 - ・ 1時間の**学習を見通す**ことができるように、授業（学習）の流れを黒板に書く。
 - ・ 授業の終わりに**めあて**に即した**ふりかえり**を児童生徒の言葉で書く時間を保障する。
 - ・ **ペア学習・グループ学習**など、さまざまな学習形態を取り入れる。
- (グループ学習ではパブリックな場と時間を大切に)

資料3

子どものサイン見逃していませんか

子どもはさまざまなサインを出しています。しかし、そうと気づかず見逃してしまっていることがいじめにつながります。日ごろの子ども観察、いま一度確認してみましょう。

A 学校で

場面観察の観点（※印は、無理強いされている可能性があるもの）

- 遅刻や欠席が増える。始業時刻ぎりぎりの登校が多い。
- 表情がさえず、うつむきがちな態度が多い。
- 出席確認や健康観察の際の声が小さい。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。遅れて入ってきても心配する者がいない。
- 泣いていた（涙を流した）気配が感じられる。
- 忘れ物が多くなる。（※教科書等を隠されて「忘れました」と言う場合がある）
- ※机やノートなどに落書きがある。（落書きの部分を破っている場合がある）
- ※決められた座席とは違う席に座っている。
- 用具・机・椅子等が散乱している。何となく周囲がざわついている。
- 学習意欲が低下し、成績が急降下する。
- 正しい答えを冷やかされる。発言を無視されたり嘲笑が起こったりする。ヤジが飛ぶ。
- 班替えやグループ分けで孤立しがちである。（班替えを強く望む・敬遠する）
- ※不真面目な態度で授業を受ける。ふざけた質問をする。わざとらしく騒ぐ。
- ※テストを白紙で出す。答えられる問題なのに「わからない」と言う。
- 委員や係を辞めたいと申し出るなど、学校生活への意欲が減退する。
- ※責任ある係を選出する際、名前が挙げられる。係の仕事を押しつけられる。
- 頭痛・腹痛などを訴え、保健室によく行くようになる。
- ひどいアダ名で呼ばれているが、抗議をするふうでもない。
- 一人でいることが多い。用もないのに職員室に來たり、教室と離れた階段にいたりする。
- 交友関係が変わってきた。新しい友だちと楽しそうにしているわけではない。
- 遊びで孤立しがちになる。一緒に遊んでいるとボールを当てられる。パスがわたらない。
- ※プロレスごっこをよくするようになる。技をかけられていることが多い。
- 掲示物（書写・絵画作品や集合写真など）にいたずらされる。
- 机の中にしまっておいた物が外に出されている。机にゴミを入れられる。
- よく誰かが呼びに来る。その後、疲れた顔で戻ってきたり物に当たったりしている。
- ※食べ物にいたずらをされる。（弁当箱が勝手に開けられている）
- ※人気メニューの時に人に譲り、嫌われるメニューの時に多く盛られる。
- グループで食べる時でも一人だけ席を離している。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 椅子や机がぼつんと残っている。
- いつも一人で黙々と掃除をしている。
- ※急にさぼることが多くなる。（掃除の時間は姿を見せない）
- 帰りの会が終わったら、急いで一人で帰宅してしまう。（行動の変化が見られる）
- 用もないのに家に帰ろうとせず、学校に残っていることがある。
- 部活動に参加しなくなる。教室に長く残ってから、しぶしが活動場所へ行く。
- 衣服に汚れが、顔に原因不明のすり傷や鼻血の跡がある。けがの原因を曖昧にする。
- ※他の子の荷物を持って帰る。（複数人数分、自分の家とは方向が異なる）
- 趣味や行動パターンが変わる。手遊び等が多くなる。

- 独り言を言ったり急に大声を出したりする。※言葉遣いが荒れた感じになる。
- 教職員と話すときに視線を合わさない。接触を避ける。
- 感情の起伏が激しくなる。飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。
- 必要以上の金銭を持っている。刃物等の危険な物を所持している。
- 日記・作文・絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。
- インターネットや携帯電話のメールなどに悪口を書き込まれる。
- ※校則違反や万引等の問題行動が目立つようになる。

B 家庭や地域で

- 起床が遅くなり、朝の動作が鈍くなる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
(登校時刻を過ぎると身体の調子が回復する。医者に連れていっても特に異常はない)
- 学校に行く、塾に行くと言って家を出るのに、実際には行っていない。
- 転校を口にしたたり、学校(部活動)をやめたいと言い出したりする。
- 自分の部屋に閉じこもることが多くなる。ため息をついたり、ぼんやりすることも増える。
- 好きなことに興味を失ったり努力しなくなったりする。家庭学習もしなくなる。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 感情の起伏が激しく言葉遣いが荒くなり、親・兄弟に反抗したり八つ当たりしたりする。
- 家族との接触を避けるようになり、何かを隠しているような気配が感じられる。
- 家から金品を持ち出す。理由もなく金銭を無心する。
- 友だちから買ったという物品が部屋の中に増える。
- よく持ち物をなくすようになり、傷つけられた持ち物が増えるようになる。
- パソコンゲームなどに没頭し外出が減る。しかし、電話がかかってくると、急に外に出ていく。
- よく外で遊んでいたのに、近所の年下の子どもとしか遊ばなくなる。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになる。

*参考資料 守山市教育委員会「いじめ対応マニュアル ～いじめの根絶をめざして～」

資料 4

関係機関連絡先一覧

* 湖南省教育委員会事務局学校教育課	……	0748-77-7011
* 湖南省発達支援室	……	0748-77-7020
* 湖南省家庭児童相談室	……	0748-77-7007
* 湖南省心れあい教育相談室	……	0748-72-4810
* 湖南省少年センター	……	0748-77-7053
* 湖南省ことばの教室（三雲）	……	0748-72-9028
// （水戸）	……	0748-75-2702
// （菩提寺）	……	0748-74-8002
// （石部）	……	0748-77-0688
// （甲西北中学校）	……	0748-72-3590
* 滋賀県日野子ども家庭相談センター	……	0748-36-1201
* 甲賀警察署	……	0748-62-4155
* 湖南省顧問弁護士（注：連絡は必ず学校教育課を通してください）		
弁護士法人 都大路法律事務所	……	075-251-0707